

## 新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の 支給対象が変更となります

中建国保では、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）により労務に服することができなかった方に傷病手当金を支給してきました。

しかしながら、度重なる感染拡大により、新型コロナにかかる傷病手当金は想定を大きく上回る支給状況が続き、中建国保の財政に多大な影響を及ぼしかねない状況にあります。

また、令和4年9月26日から新型コロナ感染者の全数把握の見直しが全国一律で適用となり、国や医療機関、企業等の新型コロナに関する対応も当初とは大きく変わってきています。これらの現状を考慮し、中建国保が行う新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給対象を令和4年11月1日以降の感染（または感染疑い）分より、以下のとおり変更します。

1. 法人及び個人事業所に雇用されている（法人事業所の代表も含む）組合員及び事業所に雇用されている家族被保険者

【対象となる方】 療養のため労務不能となり、給与等の全部または一部を受けることができない方

【必要な書類】 ① 傷病手当金支給申請書

② 傷病手当金に係る給与等証明書（事業主記入用）

※ やむを得ず医療機関を受診していない場合は、①の「療養担当医師の意見及び証明」欄に記入の必要はありません。②の事業主の証明により労務不能期間の証明とします。

2. 個人事業所の事業主及び一人親方

【対象となる方】 医師による診断を受け、労務不能と認められて休業した方

【必要な書類】 傷病手当金支給申請書

※ 「療養担当医師の意見及び証明欄」の証明が必要です。

※同居する家族が感染したことによる「濃厚接触者」に該当した場合の傷病手当金の申請はありません。

申請にあたっては、健康保険・共済係までご連絡ください。